

## 役員退職慰労金規程

### (総則)

第1条 財団法人建築環境・省エネルギー機構(以下「財団」という。)の役員に対する退職慰労金については、この規程の定めるところによる。

### (支給対象)

第2条 退職慰労金は、常勤の役員(以下「常勤役員」という。)が退任し又は解任されたときはその者に、死亡したときはその遺族に支給する。ただし、当該常勤役員が、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったことにより寄附行為第19条の規定に基づき解任されたときは、退職慰労金を支給しない。

### (理事会の承認)

第3条 常勤役員に対する退職慰労金は、理事会の議を経て支給するものとする。ただし、当該常勤役員の死亡に伴う支給にあつては、事後の報告によってこれに代えることができる。

### (退職慰労金の額)

第4条 退職慰労金の額は、常勤役員が退任し、解任され又は死亡した日(以下「退任等の日」という。)におけるその者の報酬年額を12等分した額に、在任期間の延年数の100分の110を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤役員の在任期間中に、役職を異にする役員に任ぜられたときなど特別な事由があるときは、その異なる期間毎にそれぞれ計算した額の合計額とする。

3 前2項の規定により計算した結果、1万円未満の端数が生じたときはその端数を1万円とする。

第5条 前条の退職慰労金の額の決定にあたって、特別な事由により調整加味が必要なとき又は端数処理のため必要があるときは、別途詮議のうえ、退任等の日におけるその者の報酬年額を12等分した額に100分の30を乗じた額を超えない範囲の額を加算することができる。

2 前条の規定による退職慰労金の額は、その者の職務実績に応じてこれを減額することができる。

### (在任期間)

第6条 第4条の在任期間は、その者が財団の常勤役員となった日の属する月から退任等の日の属する月までの年数とし、1年未満の端数があるときはその期間を年に換算(小数点以下第2位まで算出)するものとする。

2 前項の在任期間のうち、次の各号の一に該当する期間があるときは、その期間は在任期間から除外するものとする。

- 一 刑事事件に関して起訴されたことにより職務に就くことができなかった期間

二 私傷病により職務に就くことができなかった一の期間のうち6月を超える部分の期間

(再任等の取扱い)

第7条 常勤役員が、任期満了の日又はその翌日において再び常勤役員に任ぜられたときは、前条の在任期間の計算については引き続き在任したものとみなす。

2 常勤役員が、非常勤の役員(以下「非常勤役員」という。)となったときは、第2条に定める退職慰労金の支給対象に該当するものとする。

(支給方法)

第8条 退職慰労金の支給は、法令等に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を支給する。

2 退職慰労金は、予算その他特別の事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から2月以内に支給する。

(退職慰労金の支給一時差止め及び返納)

第9条 常勤役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退任等したときは、退職慰労金の支給を一時差し止めることができる。

2 退任等した常勤役員に対し退職慰労金を支給した後において、その者が在任期間中の行為にかかる刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した退職慰労金を返納させることができる。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、常勤役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、常勤役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者

三 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職慰労金を受ける順位は、前項各号の順によるものとし、また、同項第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。

3 退職慰労金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その人数によって等分して支給する。

(非常勤役員)

第11条 非常勤役員が退任等した場合において、その非常勤役員が特に功績顕著であったときは、その者又はその遺族に退職慰労金を支給することができる。

2 前項の退職慰労金の額は、その都度定める。

3 第1項の支給にあたっては、第3条、第8条及び第10条の規定を準用する。この場

合において、これらの規定中「常勤役員」とあるは「非常勤役員」と、「第2条に規定する遺族」とあるは「第1項に規定する遺族」と読み替えるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第12条 この規程の実施に必要な事項は、その都度理事長が定める。

附 則

1 この規程は、理事会の承認を得て、平成15年4月1日から施行する。